共 同 利 用 規 程

平成22年5月16日 制定

(目 的)

- 第1条 本規程は、定款第7条第8項に定める施工機械の共同利用について定める。 (利用の申込み及び協議)
- 第2条 利用希望者は、別紙申込書に必要事項を記入のうえ、当該機械を管理する委員会、 又は支部に申込まなければならない。
- 2 申込みが重複した場合は、第三者である委員又は支部幹事を交えて協議する。 (使用料)
- 第3条 使用料は、当該機械を管理する委員会又は支部幹事会で定める。 (管理義務)
- 第4条 利用者は、施工機械を適切に維持管理しなければならならない。
- 2 利用者は、施工機械に破損又は故障を生じさせた場合は、その修理費等を負担しなければならない。

(利用制限)

第5条 前条の管理義務に著しく違反した場合は、当該機械を管理する委員会又は支部幹事会で審議し、その組合員の利用を制限する事ができる。